

東浦町道路使用補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、各区が道路内の私有地の地権者に対して支払う借地料を町が補助することにより地域の生活道路の公共性を確保することを目的とする東浦町道路使用補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、東浦町補助金等交付規則（昭和52年東浦町規則第5号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付対象者)

第2条 補助金の交付対象者は、石浜区、生路区及び藤江区の長とする。

(補助金の額)

第3条 補助金の額は、各区が道路内の私有地の地権者に対して支払う借地料に2分の1を乗じて得た額以内で予算の範囲内において町長が定める額とする。

(委任)

第4条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が定める。

附 則

この要綱は、平成31年2月1日から施行する。